

職員の懲戒処分について

武蔵村山市教育委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 事故発生期間

令和元年5月中旬から令和2年4月30日まで

2 対象者

区 分	内 容
職 層	課 長 職
所 属 部 名	教 育 部

3 非違行為の概要

令和元年5月中旬から令和2年4月30日までの間、通勤届に記載した方法と異なる方法で通勤し通勤手当を不正に受給するとともに、同期間中、市の敷地内に何ら手続を取ることなく自家用車を駐車した。

当該不正受給をした通勤手当及び駐車料相当額の合計は146,562円であったが、対象者は当該金額に利息を加えた152,503円を既に市に返還済みである。

4 処分の内容

減給10分の1 3月

5 処分年月日

令和2年10月19日

6 本件に係る教育長コメント

職員に対しては、公務員としての自覚、規律ある行動について、さまざまな機会を通じて注意喚起をしてまいりましたが、この度、職員がこのような事故を起こしたことは、市民の市政及び教育行政に対する信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが再び起こることのないよう、職員の服務規律及び法令順守の徹底を図り、市民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。